

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 7 年度定期監査(7)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 7 年11月 4 日から同月28日までの間において実日数18日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 7 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 6 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。
- (イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 「練馬区立学校事案決定規程（平成17年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和53年 9 月21日練教庶発第 368号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。
- (エ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。
- (オ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。
- (カ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。
- (キ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、

自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、３年間保管されているか。

イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成21年３月31日20練教学庶第2927号）」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金（学校給食費等の学校徴収金）が適正に管理されているか。

(イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、学校教職員出退勤管理システム等において出勤記録の「打刻エラー」などが解消されているか。

(ウ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

対象部等

ア 教育委員会

(ア) 小学校21校

小竹小学校、豊玉第二小学校、豊玉東小学校、中村西小学校、開進第二小学校、北町西小学校、練馬第三小学校、田柄小学校、向山小学校、高松小学校、光が丘夏の雲小学校、石神井小学校、石神井西小学校、関町小学校、関町北小学校、大泉第一小学校、大泉第三小学校、大泉第四小学校、大泉南小学校、南田中小学校、富士見台小学校

(イ) 中学校11校

豊玉中学校、開進第一中学校、北町中学校、練馬東中学校、貫井中学校、光が丘第一中学校、石神井東中学校、上石神井中学校、三原台中学校、大泉西中学校、八坂中学校

(ウ) 幼稚園１園

光が丘さくら幼稚園

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

現金の保管および取り扱いについて

ア 自動車借上料口座について、現金出納簿の点検が行われていなかった。
(豊玉第二小学校)

イ 資金前渡受者の事務引継ぎ処理が行われていなかった。(田柄小学校、南田中小学校)

ウ 給与取扱者の事務引継ぎ処理が行われていなかった。(光が丘夏の雲小学校)

エ 陸上大会競技会用口座について、現金出納簿が作成されていなかった。

(大泉西中学校)

学校徴収金について

ア 準公金管理において、立替払いの発生等、不適切な事務処理が行われていた。(豊玉第二小学校)

イ 準公金管理において、現金出納簿と決算報告書の記載内容に齟齬があるなど、不適切な事務処理が行われていた。(中村西小学校)

ウ 準公金について、余剰金が処理されず繰り越されていた。(北町西小学校)

エ 準公金管理責任者の事務引継ぎが行われていなかった。(向山小学校)

オ 6 学年の教材費会計において、前年度(5 学年時)に支払いを失念し、6 学年時に支払っていたものがあった。(大泉第三小学校)

施設管理について

ア 学校施設管理の手引きに基づく日常点検が実施されていなかった。(石神井西小学校)

イ 排煙窓の排煙装置が使用不可の状態のものがあった。(練馬東中学校)